

平成29年第19回公安委員会会議概要

開催日	平成29年7月13日(木)
開催場所	熊本県警察本部公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞11件、意見の聴取26件、弁明1件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 平成29年6月定例県議会の結果について

【報告の要旨】

熊本県議会の定例県議会が、平成29年6月9日(金)から6月29日(木)までの21日間開催された。

警察関係提出議案等は、

- 平成29年度熊本県一般会計補正予算第1号(6月補正)
～ 補正額 892万7千円(遺失物管理システム運用経費)
- 平成28年度熊本県一般会計補正予算第16号(3月専決処分)
～ 財源更正 2億7,000万円(警察施設及び交通安全施設災害復旧費)
- 平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
～ 繰越額 15億3,608万4千円
- 専決処分の報告及び承認について
～ 警察学校における国家賠償請求控訴事件
- 専決処分の報告について
～ 公用車事故9件の和解
- 公安委員会委員の任命について
～ 小野長門公安委員会委員の任命に関する同意

であった。

また、本会議での警察関係の質問は、

- 「指紋」証拠偽造について
- 大津署光の森交番(仮称)の新設について

教育警察常任委員会での質問は、

- 専決処分の報告及び承認について
- クルーズ船が八代港に入港した際に発生する交通渋滞の対策について

であった。

2 平成29年上半期の犯罪認知状況等について

【報告の要旨】

生活安全部から、平成29年上半期の犯罪認知状況等についての報告が行われた。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「特殊詐欺という名称は、一般の人に分かりにくいのではないか。被害を未然に防止するには詐欺と気付くことが最も重要なので、例えば他県で使用されているニセ電話詐欺（特殊詐欺）といった、分かりやすい名称への変更を検討していただきたい。」旨の発言があり、警察から、「特殊詐欺の被害防止対策が、県民へ十分浸透していないと認識している。このため、現在、特殊詐欺の名称については、新たに名称を公募するのか、従来から使用している振り込め詐欺を前面に出していくのかを含めて検討しているところである。」旨の説明があった。

3 改正ストーカー法による禁止命令の発出について

【報告の要旨】

元交際相手の女性に連続メールで面会等の要求を行ったとして、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）違反で逮捕した被疑者A（大学生、23歳、男性）に対し、平成29年6月30日付けで、改正ストーカー規制法の規定に基づき禁止命令を発出した。本件は、「警告処分」をすることなく聴聞を行い、被疑者の釈放と同時に禁止命令を発出したものである。

今回改正されたストーカー規制法における禁止命令の制度見直し点は、

- (1) 警告を経ずに禁止命令を行うことが可能となった
- (2) 緊急の場合には、禁止命令の事前手続として必要な聴聞を命令発出後に実施することが可能（いわゆる緊急禁止命令）となった
- (3) 禁止命令については、1年ごとに聴聞を経ての更新制となった

の3点であり、本年6月14日に施行された。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「加害者の精神科治療では、警察はどこまで関与するのか。」旨の質問があり、警察から、「加害者に対し、精神科の医師の助言を求めるよう説得し、医師の助言を受けさせるところまでである。医師の助言を受けた後、引き続き治療を受けるかどうかは本人の意思であり、警察が強制的に助言や治療を受けさせることは出来ない。」旨の説明があった。

4 平成29年上半期の刑法犯認知・検挙状況について

【報告の要旨】

刑事部から、平成29年上半期の刑法犯認知・検挙状況についての報告が行われた。

5 警察官を騙りキャッシュカードを手交させる特殊詐欺事件被疑者の検挙について

【報告の要旨】

平成29年5月12日、熊本市南区で発生した警察官を騙りキャッシュカードを手交させる特殊詐欺事件につき、平成29年7月4日、被疑者A（飲食店従業員、18歳）を詐欺罪で通常逮捕した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「なぜ、逮捕後の勾留は認められなかったのか。」旨の質問があり、「勾留の要件である逃走と証拠隠滅の恐れが低いと判断されたものである。今後とも検察庁との連携を密にして対応して参りたい。」旨の説明があった。

6 「暴力団排除の日」の取組について

【報告の要旨】

熊本県暴力団排除条例は、平成23年4月1日に施行されたが、暴力団排除特別強化地域内に所在する特定接客業に対する標章制度は、同年7月1日から施行されたことを踏まえ、毎年同日を「暴力団排除の日」と定め、県内各地において各種キャンペーンを実施することにより、暴排気運の更なる醸成を図っている。

平成29年7月5日、熊本北警察署の管轄である熊本市中央区下通などに所在する、特定接客業の店舗（風俗営業、深夜飲食店等約2,000店舗）に対し、暴力団排除特別強化における対象店舗の新規・閉鎖店舗等を把握するとともに、標章制度を周知して未掲示店舗の解消を図るため、暴力団排除ローラーを実施した。

なお、標章掲示率は平成29年6月末現在で約73.5%である。

また、各警察署では、県内各地において、暴力団排除を訴えるチラシ等の配布活動等キャンペーンを実施するなどの取組を展開した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「標章制度は、暴力団を排除するのに効果的な方法なのか。」旨の発言があり、警察から、「暴力団排除条例の標章制度は、飲食店に暴力団がみかじめ料を取りに来ないようにするために設けた制度である。標章を掲げることにより、一般のお客さんには、「暴力団が来ない店」との安心感が広がり、店側には、暴力団の来店を拒否する際の後ろ盾になっている。」旨の説明があった。

7 平成29年上半期の交通事故発生状況等について

【報告の要旨】

交通部から、平成29年上半期の交通事故発生状況等についての報告が行われた。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「警察と行政が一緒になって高齢者対策について協議できる場はあるのか。」旨の質問があり、警察から、「大半の市町村に地域公共交通会議が設置されている。メンバーは警察、自治体の公共交通担当部門、民間の公共交通事業者（タクシー・バスの経営者等）であり、その中で高齢者対策についても議論されている。」旨の説明があった。また、委員から、「警察としては、予算をはじめ、関係機関に関連する様々な問題もあるので、各種会議の席上で警察の要望を訴えていくことも必要である。」旨の発言があった。

8 改正道路交通法の運用状況等について

【報告の要旨】

改正道路交通法が、本年3月12日に施行されたが、現在までの運用状況は以下のとおりである。

(1) 臨時認知機能検査

75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為（18違反）をした場合、臨時に認知機能検査を行う制度であり、対象者は629人であった。その内訳は、

○ 一時不停止違反	379人
○ 通行禁止違反	86人
○ 信号無視違反	69人
○ 安全運転義務違反（人身交通事故等）	54人

○ その他（通行区分違反、歩行者妨害違反等） 41人
であった。

(2) 診断書提出命令

更新時及び臨時認知機能検査で第1分類と判定された者について、一定の要件を満たす医師の診断書の提出を命ずる制度であり、対象者は、198人であった。その内訳は、

- 再検査希望者 38人
- 再検査の結果、対象外となった者 94人
- 再検査しない者 57人
- 免許証を自主返納した者 9人

であった。

再検査しない者57人のうち、現時点で診断書提出命令を通知したのは51人で、うち83歳の男性1人が医師の診断書により認知症と判明し、6月8日付けで県内初の診断書提出命令に基づく取消処分者となった。

(3) 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時高齢者講習を受講する制度であり、対象者は18人であった。その内訳は、

- 臨時認知機能検査の判定が更新時より低くなった者 15人
- 初の認知機能検査で第1分類又は第2分類と判定された者 3人

であり、現時点での臨時高齢者講習通知数は17人であった。

今後の取組等として、

- 診断書提出命令等各対象者に対する個別対応の推進
- 各対象者に対する免許の自主返納の推奨
- 各自動車教習所に対する新制度に係る適切な指導・教養の実施

などを推進する。

※ 第1分類～記憶力・判断力が低くなっている者の分類

第2分類～記憶力・判断力が少し低くなっている者の分類

第3分類～記憶力・判断力に心配ない者の分類

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「先般、自動車学校における高齢者講習の視察を行い、自動車学校で高齢者教習を行うには、教官の研修、講習のための教室等の設備が必要であり、受講者数が限られ、受講までに長期間かかることが分かった。」旨の発言があり、警察から、「自動車教習所と連携しながら、受講待ちの解消に努めていきたい。」旨の回答があった。

9 台風3号及び大雨に伴う県内の被害状況と警察措置について

【報告の要旨】

熊本県に7月5日に上陸した台風3号の被害発生状況は、

- 人的被害
死者・行方不明者なし、軽傷5人
- 建物被害
11戸（一部損壊7戸、非住家被害4戸）

- その他の被害
山崖崩れ 1 件
- 110 番入電状況
77 件（倒木 25 件、信号不具合 8 件、電線切れ 8 件、壁等の落下 7 件等）
- 交通規制の状況
倒木、強風等により、県道以上の延べ 19 路線を全面通行止め

などが確認された。

本県警察の措置として、

- 7 月 4 日午前 1 時 11 分に警察本部と 13 警察署に災害警備対策室を設置し、阿蘇、御船、宇城警察署は第二機動隊を招集し運用
- 7 月 4 日午前 4 時 10 分に全警察署に災害警備対策室を設置

などの災害警備体制を運用した。

各警察署の活動状況は、

- 天草 1 号橋上で横転したトラックから運転手 1 人を救出（宇城警察署）
- 水道町の工事足場の倒壊に伴う交通誘導（熊本北警察署）
- 国体道路で電柱及び鉄骨製の屋根の倒壊に伴う交通規制・交通誘導（熊本東警察署）

などが挙げられる。

次に大雨に伴う本県での被害発生状況は、

- 人的被害
死者・行方不明者・負傷者なし
- 建物被害
32 戸（一部損壊 2 戸、床上浸水 4 戸、床下浸水 19 戸、非住家 7 戸）
- 110 番入電状況
20 件（道路冠水 6 件、山崖崩れ 5 件、倒木 2 件等）
- 交通規制の状況
冠水、法面崩壊等により、県道以上の延べ 24 路線を全面通行止め

などが確認された。

本県警察の措置として、

- 7 月 5 日午後 3 時 8 分に警察本部と阿蘇警察署に災害警備対策室を設置
阿蘇警察署は第二機動隊を招集し運用
- 7 月 6 日午前 5 時 3 分に全警察署に災害警備対策室を設置

などの災害警備体制を運用した。

各警察署の活動状況は、

- 南小国町黒川温泉の宿泊客等、志童子地区住民等の安否確認（小国警察署）
- 南阿蘇村立野地区住民の安否確認（高森警察署）

などが挙げられる。

また、機動隊・管区機動隊の活動状況は、

- 隊内待機
7 月 5 日から段階的に県機（21 人）、管機（50 人）が機動隊内待機

○ 前進待機

7月6日午後9時30分、熊本第2小隊（16人）が降雨多量の小国署管内に転進し前進待機

を実施した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「6月に水俣で行われた重機を使った実戦的な人命救助訓練は必要である。今回は、重機が使えなかったなので、その分苦労が多かったと思っている。現場では水、食糧等の備えと健康管理面についても意を用いていただきたい。」旨の発言があり、警察から、「広域緊急援助隊の出動に際しては、水、食糧等必要分を携行させた。今回の教訓として、夏場の出動では、衛生面に特に配慮して感染予防を図る必要があることが分かった。」旨の発言があった。

さらに委員から、「重機については、日々機械の性能が向上している。迅速、スピーディに救出救助が出来る高性能の重機の備えも必要であると思った。」旨の発言があった。

10 平成29年4～6月中の機動警察通信隊活動状況について

【報告の要旨】

平成29年4月から6月までの機動警察通信隊活動状況については、以下のとおりであった。

(単位：件)

	初動活動	支援活動		災害警備	雑踏警備	警衛警護	訓練		通信教養	合計
		カメラ設置	その他				単独	合同		
1～3月	3	15	28	0	3	0	1	15	4	69
4～6月	1	15	20	0	1	8	4	10	30	89
1～6月合計	4	30	48	0	4	8	5	25	34	158
	(-34)	(+4)	(+3)	(-17)	(±0)	(-28)	(+4)	(+7)	(+19)	(-42)

() 内は前年同期比

主な活動事例は、

- 初動警察通信活動
 - 熊本東警察署管内における自殺事案
- 支援活動
 - ・ カメラ設置
 - 熊本北警察署管内における強制わいせつ容疑事案
 - ・ その他
 - 熊本県警察交通機動隊安全運転競技会における映像配信
- 警衛警護警備通信対策
 - ・ 「熊本地震犠牲者追悼式」に伴う総理大臣警護警備通信対策
 - ・ 「水俣病犠牲者慰霊式」に伴う環境大臣警護警備通信対策
- 訓練

- ・ 非常招集訓練及び災害対応図上訓練
- ・ 実戦的災害警備訓練(警備部、警察署(水俣、芦北)、消防)
- 通信教養
 - ・ 初任科生を対象とした通信教養及び無線資格取得講習
 - ・ 全警察署を対象とした巡回通信教養

などがある。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から、監察業務の報告が行われた。

2 長崎県公安委員会からの援助要求の決裁

警備第二課次席から、長崎県公安委員会からの援助要求の説明があり、決裁が行われた。

3 「古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準」の改正の決裁

生活環境課長から、「古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準」の改正の説明があり、決裁が行われた。

4 福岡県公安委員会からの援助要求の報告

鑑識課長から、福岡県公安委員会からの援助要求の報告が行われた。

5 平成29年第18回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第18回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

6 熊本東警察署協議会委員の辞職承認の決裁

公安委員会事務室から、熊本東警察署協議会委員の辞職承認の説明があり、決裁が行われた。

7 熊本東警察署協議会委員の委嘱の決裁

公安委員会事務室から、熊本東警察署協議会委員の委嘱の説明があり、決裁が行われた。

第4 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。